

木材産業の体制整備及び木材市場の形成・拡大に向けた基本方針の論点

平成18年10月

林野庁 木材産業課・木材利用課

木材産業の体制整備の主な論点

項目	主な論点
1 基本的な考え方 (1) 国産材のシェア拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能な人工林資源が充実 ・国産材の利用拡大 = 森林・林業・木材産業の再生、森林の適正な整備 <p>【利用量の目標】</p> <p>現在 1,700 万m³（平成 16 年） → 目標 2,300 万m³（平成 27 年） （増加分の 600 万m³の大半はスギ・ヒノキの人工林）</p> <p>50 年生以上の人工林の割合（H17） 30% → 62%（10 年後）</p>
① 構造材	<ul style="list-style-type: none"> ・品質・性能が求められ、プレカット化が進む中で、構造材については、グリーン材のシェアはますます低下すると考えるが、KD 化を推進するのか、それとも集成化を推進するのか。 <p>プレカット：在来工法の約 8 割 集成材シェア：柱類の約 5 割</p>
② 造作材等	<ul style="list-style-type: none"> ・施工性や工期短縮が重要視される中で在来工法においても、床、壁などのパネル化が進むと考えてよいのか。 ・マンション、事務所等やリフォームにおける新たな用途・分野を開拓するためには、化粧性や機能性に優れた製品の開発が有効ではないか。

項目	主な論点
(2) 効率的な製材・加工体制の整備の方向	<p>・効率的な製材・加工体制の整備の方向については、以下の3つに類型化されるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 単独大規模型（S県の事例） 一つの工場で原木調達から加工、販売までの機能を持つ自己完結型 ② 水平連携型（T県の事例） 複数の工場が、例えば、原木調達部門で連携、乾燥、仕上げ部門で連携、販売部門で連携などを行い全体として効率化を推進 ③ 垂直連携型（顔のみえる木材での家づくり） 川上から川下までが連携し、地域に密着して消費者ニーズにきめ細かく対応

項目	主な論点
(3) 流通改革	<ul style="list-style-type: none"> ・流通合理化のためには商流・物流の分離が必要。その際、市場や流通業者が担っている集荷、仕分け、与信又は価格形成などの機能を再構築した新しいビジネスモデルを作る必要があるのではないか。 <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 素材生産事業体 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の素材生産事業体が連携することにより、集荷や仕分けの機能を持つことによって製材工場への直送を実現。 ・複数の素材生産事業体が連携することにより、製材工場との安定的な取引関係を構築。 ② 原木市場 <p>素材生産事業体との連携により一定量の原木を安定的に調達。これにより、製材工場等のニーズに応じた供給体制を実現。</p> ③ 製材工場 <ul style="list-style-type: none"> ・素材生産事業体との連携により安定的に効率的な原木調達を実現。 ・複数の素材生産事業体が連携することにより、住宅メーカー等との安定的な取引関係を構築。

項 目	主 な 論 点
2 素材生産・流通 (1) 事業地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地の確保が課題。そのためには以下の取組が有効と考えるがどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 施業受託 素材生産事業体が森林所有者から施業を受託し、自ら森林施業計画を策定することにより事業地を確保。 ② 森林組合との連携 伐採適地などの森林情報を持つ森林組合との連携、情報交換を図り、事業地を確保。 ③ 「コーディネーター」の活用 伐採を希望する森林所有者と木材加工業者をマッチングする「コーディネーター」を活用して事業地を確保。
(2) 素材の安定供給	<ul style="list-style-type: none"> ・安定供給体制の構築が必要 ・次の3つのパターンが有効ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 単独大規模型 市況に応じた機動的な販売等、林業機械の有効活用 ② 協業型 複数の素材生産事業者が協業して集荷機能の強化、林業機械や作業道の共同利用によりコスト低減 ③ 連携型 「コーディネーター」が素材生産事業者と製材工場や原木市場を仲立ちし、販売力を強化、運材コスト低減、安定供給やニーズにあった採材などを推進。

項目	主な論点
3 製材・集成材、流通 (1) 技術開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、スギ・ヒノキの中目材の増大に対応した歩留まりの向上や品質・性能表示の推進が重要。 ・このため以下のような技術開発が必要と考えるがどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 小径から中径材にも対応可能な自動制御装置の開発 ② 中目材に対応した最適木取りの検討 ③ 簡易、低価格な計測装置等の開発 ④ 厚物ラミナを用いた集成材の開発 ⑤ スギの異樹種集成材等の性能・製造技術の向上
(2) JAS認定	<ul style="list-style-type: none"> ・JAS認定についてどのように考えるのか。 ・JAS認定が進まない理由は何か。また、進めるためにはどのような方策が必要か。
(3) プレカット	<ul style="list-style-type: none"> ・プレカット工場の役割をどう考えるか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 品質・性能の要求は高まるのか ② 製品流通の中核を担うのか

項目	主な論点
4 合板類 (1) 合板の付加価値向上 (2) その他のボード類	<ul style="list-style-type: none"> ・スギ合板については、軽量である等の利点を活かし生産量が増大。今後、付加価値向上を図るためにには以下のような製品開発を行うことが有効と考えるがどうか。 <ul style="list-style-type: none"> ①構造用 施工性に優れたパネル製品 用途：床、壁 ②内装材 化粧性に優れたパネル製品 用途：マンション、リフォーム用 ・余すところなく使う観点から、LVLやパーティクルボード、MDF、OSB等のボード類の活用が必要と考えるが、それぞれの需要動向についてどのように考えるのか。
5 チップ	<ul style="list-style-type: none"> ・木材チップの9割は紙パルプ用 ・木材チップを原料としたボード、家畜粗飼料等の新たな用途への技術・製品開発の可能性についてどう考えるか。

項目	主な論点
<p>6 住宅資材 (1) 顔の見える木材での家づくり</p> <p>(2) ホームセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「顔の見える木材での家づくり」の登録団体数、供給戸数とも増加しているが、あまり知られていない状況。 [現状] 平成17年度 登録団体 218団体 供給戸数 6,892棟 ・今後、認知度を高めることが課題であり、効果的に行うためにはどうしたらよいか。 ・供給戸数を更に増やすための方策をどのように考えたらよいのか。 ・耐震性能の強化、家族構成の変化に伴いリフォーム市場の拡大が見込まれる中で、製品流通におけるホームセンターの位置づけが高まるのではないか。 ・今後、工務店等の需要者がホームセンターに求めるものは何か。

木材市場の形成・拡大に向けた主な論点

項目	主な論点
1 基本的な考え方	<p>--- 講すべき施策（基本計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 木材の需要を拡大するためには、新たな市場の形成と拡大が必要。 ○ ターゲットに応じた戦略的な普及、海外市場の積極的な拡大、木質バイオマスの総合的利用等を推進するため、具体的な項目ごとの進捗状況に応じた推進方策の策定が必要。
2 企業、生活者等のターゲットに応じた戦略的普及	<p>--- 講すべき施策（基本計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国産材の需要を拡大するためには、消費者の価値観の形成による製品が売れる環境づくり等への戦略的な取組が重要であり、以下の方策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① 木材利用の意義、木材の良さ、我が国の木の文化等について、一般消費者に分かりやすく、直接訴えるなど国民への集中的な普及の推進 ② 企業に印刷用紙等の調達を通じて木材の利用を実践できることを訴えるとともに、業種の特徴に応じた様々な木材利用の取組の拡大 ③ 関係府省、地方公共団体等が連携して、展示効果やシンボル性の高い小中学校、幼稚園、社会福祉施設等の公共施設や柵工、土留工、ガードレール等の公共土木工事での木材利用の推進 ④ 市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動（木育）の促進 <p>国産材の需要拡大を、今後、効果的に実施していくため、例えば、以下の点についてどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般消費者に対する普及活動として、現在、環境NPOや消費者団体等と連携して「木

づかい運動」を実施しているところであるが、こうした活動を今後、発展させていくためには、どのような連携方策や展開方法が考えられるか。

- ・ パルプ・チップ用の需要が用材全体では44%を占めるのに対し、国産材では26%となっている現下にあって、パルプ・チップ向けの国産材需要を高めるためには、どのような方策が考えられるか。また、国産材を使用した用紙の需要拡大を図るためにには、どのような方策が考えられるか。
- ・ 一般消費者から、「国産材を利用する意義等は理解出来るが、国産材に関する情報がない」「国産材の住宅に関心があるが、工務店に相談しても対応してくれない」といった意見が出されているが、この点について、供給者側において何が不十分か。また、そのための取組主体としては、どのようなものが想定され、必要とされる情報は何か。
- ・ 一般消費者の関心を国産材へと向け、住宅等の実需につなげていくためには、「日本の森を育てるため、国産材を使おう」といった働きかけでは不十分という考え方もあり、有効な働きかけの方策として、どのようなものが考えられるか。
- ・ 公共施設等への木材利用を推進しているが、木造による効果や維持管理面での課題等のフォローアップは適切になされているか。また、そういった情報が、広く関係者に周知されているか。
- ・ 木材利用に関する教育活動（木育）を推進するため、今後、テキストや説明者向けの解説書等を作成することとしているが、学校教育の場以外での具体的な取組主体として、どのような組織・団体が考えられるか。

項 目	主 な 論 点
3 海外市場の積極的拡大	<p>--- 講すべき施策（基本計画） ---</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出先として有望である中国等の海外市場の積極的な拡大が重要であり、以下の方策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① 木材輸出に係る正確な情報の収集・分析・提供 ② 中国等の重点的に市場開拓を行うべき国や地域に応じた輸出促進の方策など輸出戦略の構築 ③ 輸出先に対するPR活動をはじめとする輸出環境の整備等の推進 <p>木材輸出の拡大に向けて、例えば、以下の点についてどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出業務を通じて実施主体が得た輸出関連情報を広く収集するためには、どのような方策が考えられるか。 ・ 木材の輸出を進めるためには、輸出先において日本産木材の認知度を高める必要があるが、そのためには、例えば、付加価値の高い日本産ブランドの製品として、どのようなものをPRすべきか。また、輸出先のニーズに即応した供給体制についても、併せて整備すべきではないか。 ・ 中国の都市部はマンション住宅が主体のため、我が国から中国に木材を輸出する場合、どのような資材が具体的に想定されるか。 ・ 輸出先に対するPR活動を効果的に行うためには、どのような取組が適当か。

項目	主な論点
<p>4 木質バイオマスの総合的利用の推進</p>	<p>--- 講すべき施策（基本計画） ---</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生産可能で環境の負荷の少ない木質バイオマスの利用を推進することは、地球温暖化の防止、循環型社会の形成や山村地域の活性化等を図る上で重要であり、以下のような方策を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① 木材生産システムとも連携した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築 ② 林地残材等の未利用材をバイオマス発電施設、ペレットボイラー等の燃料や木質ボード等の原料として利活用する取組の推進 ③ 木質バイオエタノール等輸送用燃料の製造原料として利活用する研究開発、木質バイオマスに含まれるリグニンや抽出成分を利用した製品の開発等の新たな利用方法についての技術開発、木炭、竹資源等の多様な利活用法の普及の推進 <p>木質バイオマスの利用拡大に向けて、例えば、以下の点についてどう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥材の安定供給を進めている中にあって、ボイラー燃料を木質バイオマスに転換し、国産乾燥材の供給増加を目指すことの有効性についてどう考えるか。また、その場合の問題点は何か。 ・ 木質バイオマスの利用用途（優先順位）について、どのように考えればよいか。特に、製材工場残材の95%が既に利用されている中にあって、今後、特定の用途への需要（抽出成分利用など新技術を含む）が増大した場合、用途間の競合についてどのように考えればよいか。 ・ 林地残材の利用可能性についてどのように考えるか。

項 目	主 な 論 点
5 その他（違法伐採対策関係）	<p>--- 講すべき施策（基本計画） ---</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な森林経営を推進し、地球規模での環境保全を図るため、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性についての普及及び啓発活動等を推進するなど、違法伐採対策の一層の推進が必要。 <p>民間調達においても合法性等の証明された木材・木製品が積極的に選択されるよう普及啓発が必要ではないか。また、効果的に進めるためには、どのような取組が適当か。</p>